平成２３年（フ）第２７７２号
横浜市港南区日野中央１丁目17番１―506号
債務者　木内　直征
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７７９号
神奈川県海老名市上今泉６丁目22番２―204号
債務者　宮城　宮子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７９号
北海道帯広市西17条南４丁目48番20号
債務者　嶋崎　　豊
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
北海道帯広市西21条南３丁目25番地４　コーポニュータウン102号　藤村方、住民票上の住所北海道帯広市東６条南14丁目２番地32ヤママルマンション５号
債務者　小田桐　蔵
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
北海道足寄郡足寄町上利別本町62番地
債務者　青山　一美
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２５７０号
横浜市保土ケ谷区東川島町９番地１　モアクレスト上星川312号
債務者　菊池　隆行
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５７１号
横浜市保土ケ谷区東川島町９番地１　モアクレスト上星川312号
債務者　菊池　貴子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３５９号
東京都稲城市大丸1070番地みなみたまハイツ102号
債務者　藤井　康男
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１９９号
沖縄県中頭郡北谷町字北前218番地１　リバーサイドマンション301
債務者　タマング亜紀
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２４２号
沖縄県沖縄市泡瀬２丁目58番20号
債務者　渡久山公江（旧姓島袋）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２４４号
沖縄県うるま市字みどり町５―11―１　グリーンマンション206、住民票上の住所沖縄県うるま市字栄野比809番地１　Ｂ―１号室
債務者　上地あやの
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２５１号
沖縄県うるま市石川曙３丁目２番54号　福徳荘201号
債務者　小宮山　博
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２５３号
沖縄県宜野湾市真栄原３丁目34番13―203号　コーポスカイＹｕ
債務者　宮城トシ子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第５１１号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目15番20号　メゾンドール高丘３―Ａ
債務者　鎌田　真吾
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６９６号
静岡市清水区興津中町625番地の１　県営興津団地３―308
債務者　永田　保枝
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部